

(8) 職員数の状況(平成19年4月1日現在)

1.部門別職員数の状況

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		平成18年度 (平成18年4月1日現在)	平成19年度 (平成19年4月1日現在)		
一般行政部門	議 会	4	4	3	
	総 務	102	105		
	税 務	23	23		
	衛生	民 生	96	97	1
		衛 生	26	26	
		農 林	27	27	
		水 産	16	16	
		商 工	16	16	
	土 木	48	44	△ 4	
	小 計		342	342	
特別行政部門	教 育	81	79	△ 2	
	消 防	—	—		
小 計		81	79	△ 2	
公営企業等 会計部門	上 水 道	7	6	△ 1	
	簡 水・下 水	17	17		
	そ の 他	21	21		
	小 計		45	44	△ 1
合 計		468 [482]	465 [482]	△ 3 []	

※職員数は、一般職に属する全職員数です。[]内は、条例定数の合計です。

2.年齢別職員構成の状況

区分	職員数(人)			構成比(%)
	男	女		
20歳未満	0	0	0	0.0
20歳～23歳	4	1	3	0.9
24歳～27歳	19	9	10	4.1
28歳～31歳	54	30	24	11.6
32歳～35歳	83	46	37	17.8
36歳～39歳	48	25	23	10.3
40歳～43歳	45	26	19	9.7
44歳～47歳	73	43	30	15.7
48歳～51歳	58	33	25	12.5
52歳～55歳	52	36	16	11.2
56歳～59歳	28	10	18	6.0
60歳以上	1	1	0	0.2
合 計	465	260	205	100.0

※60歳以上は、再任用職員です。

(9) 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

南丹市では、平成19年4月に策定した「南丹市職員定員適正化計画」に基づき、職員数の適正化に取り組んでいます。

合併直後である南丹市の職員数は、人口や産業構造が類似した他の自治体と比べても大きく上回っている現状ですが、厳しい行財政環境を踏まえ、事務事業の効率化、民間委託の推進等に積極的に取り組み、よりスリムな組織の確立をめざしています。

1.定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成19年4月1日	平成24年4月1日	平成19年4月に465人であった職員総数を、平成23年度末までに「8.2%」にあたる「38人」を削減することとしています。

2.各年4月1日現在における定員の数値目標

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
465人	459人	454人	447人	435人	427人

退職手当		自己都合	勤奨退職・定年退職
	勤続20年	23.500月分	30.550月分
	勤続25年	33.500月分	41.340月分
	勤続35年	47.500月分	59.280月分
	最高限度額	59.280月分	59.280月分
●定年前早期退職特例措置あり(2%～30%加算)			

※退職手当については、京都市町村退職手当組合に加入しており、同組合の規定による支給率です。

特殊勤務手当	区 分	全職種
	特殊勤務手当予算額	300千円
	職員全体に占める 手当支給対象職員の割合	2.58%
	給料総額に対する比率	0.01%
	手当の種類(手当数)	2種類
代表的な手当の名称	伝染病防疫等作業手当・汚物処理作業手当	

※平成19年度の普通会計当初予算に計上された特殊勤務手当の状況です。

(参考) ラスパイレス指数の状況(平成18年4月1日現在)

国	京都府	京都市	南丹市	その他
100.0	100.5	100.1	86.7	府内市平均 (京都市除く) 95.2 府内市町村平均 (京都市除く) 94.0 全国市平均 97.4

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の平均給与額を100.0として算定した時の地方公務員の平均給与額の指数です。

(7) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

行財政改革の一環として、理事者の給与額を特別職報酬等審議会答申に基づき条例改正を行い減額するとともに、さらに市長5%、副市長など3%の自主カットを行っています。

また、議員報酬についても、自ら10%の報酬カットを行っています。

区 分	報酬等月額	期末手当支給割合
市 長	836,000円(880,000円)	6月期 1.60月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分 (加算措置あり)
副 市 長	698,400円(720,000円)	
教 育 長	620,800円(640,000円)	
参 与	572,300円(590,000円)	
議 長	423,000円(470,000円)	
副 議 長	373,500円(415,000円)	
常任委員長	351,000円(390,000円)	
議会運営委員長	351,000円(390,000円)	
議 員	342,000円(380,000円)	

※()内は、条例で定める額です。

退職手当	区 分	算定方式	支給時期
	市 長	880,000円×任期1年につき530/100	任期毎に支給
	助 役	720,000円×任期1年につき315/100	任期毎に支給
	教 育 長	640,000円×任期1年につき270/100	任期毎に支給
参 与	590,000円×在職年数	退職時に支給	

※退職手当については、京都市町村退職手当組合に加入しており、同組合の規定による支給率です。